

令和8年8月25日招集

第8回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和 8 年 第 8 回 狹 山 市 農 業 委 員 会 総 会

令和 8 年 8 月 2 5 日（火曜日） 開催場所 狹山市役所 6 階 6 0 2 会議室

議事日程

- 1 開会 午後 4 時 4 5 分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画(案)について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後 4 時

本日の出席農業委員 1 3 名

1 番 浅 見 誠 次	3 番 渡 邊 隆 夫	4 番 増 田 棟 順
5 番 堀 口 一 男	6 番 齋 藤 栄 一	7 番 森 田 依 見 子
8 番 仲 川 知 範	9 番 室 岡 芳 浩	1 0 番 清 水 芳 則
1 1 番 大 野 博 文	1 2 番 下 村 辰 次	1 3 番 安 藤 千 鶴
1 4 番 増 田 茂		

(本日の欠席委員)

2 番 落 合 房 子

本日の出席推進委員 7 名

甲 田 善 徳	奥 富 一 利	筋 野 克 典	内 田 博 樹
片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹	

(本日の欠席推進委員)

橋 本 貴 男

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主査 内藤 洋平

事務局	定刻になりましたので、これより令和８年第８回狹山市農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたり、これまでどおりプロジェクターを使用してお確認いただきたく存じます。 議事の進行にあたり、ご意見等ございましたら、総会終了後に事務局へお願いいたします。 その他、配布資料としまして、 ・農業委員会組織による「令和８年熊本地震義援金」の募集について ・各市町の農業委員会会長及び会長職務代理者の就任について となります。 以上です。
局 長	本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第２７条第３項の規定により、成立していることを報告いたします。 また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第２条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。 これより第８回狹山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。
会 長	【会長の挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事の進行をお願いいたします。
議 長	これより、第８回狹山市農業委員会総会を開催します。 始めに『狹山市農業委員会会議規則』第８条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。 今回は、議席番号９番 室岡 芳浩 委員と１０番 清水 芳則 委員にお願いします。 なお、２番の落合会長職務代理につきましては、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。 先ずは、第８回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局	スクリーンをご確認ください。本日の議題は全部で2議案となります。 なお、議案第1号における農用地利用集積等促進計画（案）については、農業振興課よりご説明申し上げます。 次に、地区別許可申請等一覧をご覧ください。 農用地利用集積等促進計画が、受入単位で堀兼地区2件です。 農地法第3条許可申請が、受入単位で水富地区1件です。 農地法第4条・第5条許可申請は共にありません。 以上です。
議 長	はじめに、『議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画について』を議題とします。 先に「農用地利用集積等促進計画について」農業振興課からの説明を求めます。
農業振興課	【農用地利用集積等促進計画についての説明】
議 長	説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 無いようでしたら、本計画について承認するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。 農業振興課は、退室いただいて結構です。 【農業振興課の退室】 続いて、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。 入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。
推進委員	1 入間川地区（甲田推進委員）、2 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、3 奥富地区（片岡推進委員）、4 柏原地区（久保田推進委員）、5 水富地区（高橋推進委員）

議 長	次に、『議案第2号 農地法第3条に係る許可申請について』を議題とし、審議いたします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第2号についてご説明申し上げます。 受人は広瀬に在住の方、渡人は根岸に在住の方。 土地の所在は大字根岸字西久保 地目は畑 地積は78㎡。 本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部効率要件について、農作業歴は申請書によると、申請人が20年・妻13年としており、令和8年2月総会において法第3条許可を受けた柏原の農地631㎡にてナス・キュウリ・里芋等の露地野菜の作付けを行っております。申請地ではプラムを作付け予定です。 法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請人が365日、その妻が144日としており、150日以上を満たしております。 また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われれます。 以上です。
議 長	議案第2号について、これより質疑を受付けます。 質疑等ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を許可します。 以上をもちまして、本日の議題は終了しました。 次に、協議・報告事項に移ります。 質疑につきましては、全ての報告が終了した後一括して受け付けます。 それでは、1番から順次、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項「農地法の規定による届出について」 ご報告いたします。 スライドをご覧ください。 詳細は省略、件数のみを報告 以上になります。

議 長	質疑ございますか。 質疑はないようです。 その他、委員から何かありますか。 事務局から何かありますか。
事務局	・熊本地震に対する義援金について ・各市町の会長等の就任について 以上です。
議 長	他にありますか。 無いようですので、これをもちまして第8回狭山市農業委員会総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。